

別紙

諮問第1333号

答 申

1 審査会の結論

「警察ヘリに搭載できるヘリテレの名称でスターサファイアⅢ（StarSafireⅢやSSⅢと表記することあり）、スターサファイアHD、スターサファイア230HD（ウルトラ9HDと表記することあり）、スターサファイア380HDcが記載されている文書を保存期間内のものを全て」について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「警察ヘリに搭載できるヘリテレの名称でスターサファイアⅢ（StarSafireⅢやSSⅢと表記することあり）、スターサファイアHD、スターサファイア230HD（ウルトラ9HDと表記することあり）、スターサファイア380HDcが記載されている文書を保存期間内のものを全て」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成31年2月18日付けで行った不存在を理由とする非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は、妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和元年8月6日に審査会に諮問された。

審査会は、令和元年10月11日に実施機関から理由説明書を收受し、令和2年7月13日（第181回第三部会）及び同年8月28日（第182回第三部会）に審議した。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 実施機関における物品の管理について

警視庁警察装備品管理規程（昭和52年2月10日訓令甲第3号）によれば、実施機関の装備品の管理については「警視庁国有物品管理規則（昭和40年12月10日東京都公安委員会規則第4号。以下「国有物品規則」という。）、東京都物品管理規則（昭和39年3月31日東京都規則第90号。以下「都有物品規則」という。）等別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる」と規定されている。

また、国有物品規則21条において、物品管理職員は、物品供用簿を備え付け、その管理する物品についての異動を記載しておかなければならないほか、同規則12条2項において、物品を使用する職員は、物品の供用を受けたときは、備品については物品使用書に押印しなければならない旨規定されている。

そして、都有物品規則6条の2において、借用動産は財務会計システムの登録対象外となっているほか、同規則56条4項において、出納簿への記帳も省略できることとなっていることから、実施機関における借用動産の管理は賃貸借契約書等に基づいて行うこととされている。

イ 本件開示請求に係る請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、開示請求書に記載された名称のヘリコプター用テレビカメラ装置が一つも配備されていないということは考え難い旨主張する。

これに対し実施機関は、開示請求書に記載された名称のヘリコプター用テレビカメラ装置は現に保有しておらず、当該名称が記載されている公文書（以下「本件請求文書」という。）も存在しない旨説明している。

審査会が実施機関に確認したところ、実施機関の保有するヘリコプター用テレビカメラ装置には、警察庁の中央調達物品を東京都警察情報通信部を通じて無償使用しているもの及び民間業者からのリース物品を都費で有償使用しているものがあるとのことであった。

審査会が、実施機関における物品の管理に係る規定及び運用に係る文書等を確認したところ、確かに開示請求書に記載された機種に係る情報の記載は見当たらなか

った。

以上のことを踏まえると、本件請求文書は存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書について不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明